

新	旧
店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX） （金融商品取引法第 37 条の 3 の規定による契約締結前交付書面） 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ、承諾頂く必要がございます。 1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、預託証拠金額に対して大きな利益が期待できる反面、大きな損失を被る場合があります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を上回ることがあります。 （2～4 省略） <u>5. ポジションをロールオーバーするとスワップポイントが発生します。取引対象である通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。</u>	店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX） （金融商品取引法第 37 条の 3 の規定による契約締結前交付書面） 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ、承諾頂く必要がございます。 1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。<u>また、取引対象である通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、</u>取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、預託証拠金額に対して大きな利益が期待できる反面、大きな損失を被る場合があります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を上回ることがあります。 （2～4 省略） <u>（新設）</u>

<u>6.</u>（内容省略） <u>7.</u>（内容省略） <u>8.</u>（内容省略） <u>9.</u>（内容省略）	<u>5.</u>（内容省略） <u>6.</u>（内容省略） <u>7.</u>（内容省略） <u>8.</u>（内容省略）
（■金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業者の商号及び所在地 省略） ■加入する協会 日本証券業協会（協会員番号 1105） 一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145） 日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480） <u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（協会員番号 1043）</u> 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて （○為替変動リスク～○金利変動リスク 省略） ○流動性のリスク 主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標の発表・要人発言・重要なイベントや市場間の間隙では極端に流動性が	（■金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業者の商号及び所在地 省略） ■加入する協会 日本証券業協会（協会員番号 1105） 一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145） 日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480） <u>（新設）</u> 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて （○為替変動リスク～○金利変動リスク 省略） ○流動性のリスク <u>外国為替市場では通常高い流動性がありますが、</u>主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標の発表・要人発言・重

低下し、レートの提示やお客様の新規・決済注文取引が困難となり、注文が執行されるまでに思いがけない時間を要する場合や、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）、カバー先等からの配信レートの状況、通貨ペア、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によってはお取引が不可能となる場合があり、意図していない損失を被ることがあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、各種規制等により、お客様のお取引が困難又は不可能となる可能性もあります。さらに、カバー先等からの配信レートの状況、通貨ペア、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によっては、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

○信用リスク

当社の FX 取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はお客様からの注文に対して、当社の判断でインターバンク市場にてカバー取引を行うことがあります。このため、カバー先の信用状況等によっては、当社が損失を被ることにより間接的にお客様が損失を被る可能性、あるいは、当社がカバー取引を行えないためにお客様の取引も不可能になる可能性があります。

○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて
（中略）

要なイベントや市場間の間隙では極端に流動性が低下し、レート提示やお客様の新規・決済注文取引が困難となり、注文が執行されるまでに思いがけない時間を要する場合や、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、カバー先等からの配信レートの状況、通貨ペア、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によってはお取引が不可能となる場合があるため、意図していない損失を被ることがあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、各種規制等により、お客様のお取引が困難又は不可能となる可能性もあります。さらに、カバー先等からの配信レートの状況、通貨ペア、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によっては、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

○信用リスク

当社の FX 取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はお客様からの注文に対して、当社の判断でインターバンク市場にてカバー取引を行うことがあります。このため、カバー先の信用状況等により、お客様が損失を被る可能性、或いはカバー先において当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。

○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて
（中略）

（１）当社の<u>配信</u>レート生成方法について 当社の FX 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レート及び、当社と契約のある情報提供会社（本説明書において、カバー先及び情報提供会社を総称して、「カバー先等」という）からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に<u>配信</u>しています。そのため、当社が提示するレート（スマートフォン取引ツールによるレートを含む）は、カバー先等や同業他社が<u>配信</u>している為替レートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の<u>配信</u>するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。 なお、カバー先等から異常レートの配信があった場合やレート配信がない<u>場合</u>、又は継続的かつ安定的に<u>レート</u>配信されない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの<u>配信</u>が困難と当社が判断した場合、カバー先等から受けたレートが市場の<u>実勢</u>を反映したレートではないと当社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先等からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。 （（２）スプレッドの原則固定について 省略） （３）注文方法の差異による約定レートに係るリスク ア 即時注文	（１）当社の<u>提示</u>レート生成方法について 当社の FX 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レート及び、当社と契約のある情報提供会社（本説明書において、カバー先及び情報提供会社を総称して、「カバー先等」という）からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に<u>提示</u>しています。そのため、当社が提示するレート（スマートフォン取引ツールによるレートを含む）は、カバー先等や同業他社が<u>提示</u>している為替レートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の<u>提示</u>するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。 なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、<u>カバー先等からの</u>レート配信がない又は継続的かつ安定的に配信されない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの<u>提示</u>が困難と当社が判断した場合、カバー先等から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先等からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。 （（２）スプレッドの原則固定について 省略） （３）注文方法の差異による約定レートに係るリスク ア 即時注文
---	--

FX 取引サービスにおいて、即時注文は、お客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信したレートをもって約定する注文ですので、スリッページが発生する場合があります。あらかじめスリッページの許容幅を設定することができますが、スリッページを許容しない設定においてスリッページが発生した場合や、許容したスリッページ幅を超えるスリッページが発生した場合等には当該注文は不成立となります。

イ 逆指値注文

FX 取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買いの逆指値注文はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になった場合、売りの逆指値注文はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になった場合に、原則としてその時のレートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。また、週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。そのため、市場レートが急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のクローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等に、逆指値注文により指定した価格よりも不利な価格で約定する（スリッページが発生する）可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。したがって、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があること、また、相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性があることに注意が必要です。

FX 取引サービスにおいて、即時注文は、注文価格、通貨ペア、取引数量、売買の区別、取引ツール、スリッページの設定値等によって、ご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、即時注文では、スリッページが発生する場合があります。あらかじめスリッページの許容幅を設定することができますが、スリッページを許容しない設定においてスリッページが発生した場合や、許容したスリッページ幅を超えるスリッページが発生した場合等には当該注文は不成立となります。

イ 逆指値注文

FX 取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。また、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。従って、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。

また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レート の中から 約定の可能性があると考えられるレートを 選択 し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

なお、同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの逆指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず、米ドル／円ラージ（USL/JPY）、ユーロ／円ラージ（EUL/JPY）、ポンド／円ラージ（GBL/JPY）、豪ドル／円ラージ（AUL/JPY）については 200Lot、その他の通貨ペアについては 100Lot となります。

ウ 指値注文

FX 取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合等においても、原則として指値価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。

なお、同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず、米ドル／円ラージ（USL/JPY）、ユーロ／円ラージ（EUL/JPY）、ポンド／円ラージ（GBL/JPY）、豪ドル／円ラージ（AUL/JPY）については 200Lot、その他の通貨ペアについては 100Lot となります。

また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レート をもとに、約定の可能性があると考えられるレートを 生成 し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

なお、同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの逆指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず、米ドル／円ラージ（USL/JPY）、ユーロ／円ラージ（EUL/JPY）、ポンド／円ラージ（GBL/JPY）、豪ドル／円ラージ（AUL/JPY）については 200Lot、その他の通貨ペアについては 100Lot となります。

ウ 指値注文

FX 取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合等においても、原則として指値価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。また、指値注文は、相場状況又は取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。

なお、同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず、米ドル／円ラージ（USL/JPY）、ユーロ／円ラージ（EUL/JPY）、ポンド／円ラージ

(エ 成行注文 省略) (4) ロスカットに伴うリスク FX 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している<u>レート</u>で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。<u>係</u>る注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レート<u>の中から</u>約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。 なお、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。また、お客様がロスカットを回避する目的で、ロスカット執行前に現金や代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引アカウントへの反映が間に合わず、ロスカットにより強制決済が執行されることがあります。 ((5) システムリスク～(7) 振込入金に伴うリスク 省略) (8) スリッページリスク お客様が即時注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている<u>レート</u>と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当	(GBL/JPY)、豪ドル／円ラージ (AUL/JPY) については 200Lot、その他の通貨ペアについては 100Lot となります。 (エ 成行注文 省略) (4) ロスカットに伴うリスク FX 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している<u>価格</u>で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。<u>かかる</u>注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レート<u>をもとに</u>、約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。 なお、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。また、お客様がロスカットを回避する目的で、ロスカット執行前に現金や代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引アカウントへの反映が間に合わず、ロスカットにより強制決済が執行されることがあります。 ((5) システムリスク～(7) 振込入金に伴うリスク 省略) (8) スリッページリスク お客様が即時注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている<u>価格</u>と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該
--	--

該差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び、お客様の注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、スリッページ幅を設定できないクイック決済及び一括決済については、当社がお客様の注文を最初に認識するのは、お客様の注文を当社システムが受け付けたときで、この時点で当社からお客様に向けて配信した価格で注文処理及び約定処理を行うため、受付時点から実際の約定までに要する時間の経過に伴う価格差の発生はありません。お客様が実際にご認識になる価格差は、取引画面上に表示されている価格（参考値）と約定価格の差であり、当社は当該価格差を認識し得ません。この場合においても、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

また、逆指値注文においても、上記（3）注文方法の差異による約定レートに係るリスクに記載のとおり、スリッページが発生することがあります。

（9）日本国外等からの通信について

当社の FX 取引システムは、お客様が日本国内の通信環境でご利用いただくことを想定しているため、お客様が当社の FX 取引システムに対して日本国外から通信を行った場合、正常に作動しない、あるいは注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。

差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び、お客様の注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、スリッページ幅を設定できないクイック決済及び一括決済については、当社がお客様の注文を最初に認識するのは、お客様の注文を当社システムが受け付けたときで、この時点で当社からお客様に向けて配信した価格で注文処理及び約定処理を行うため、受付時点から実際の約定までに要する時間の経過に伴う価格差の発生はありません。お客様が実際にご認識になる価格差は、取引画面上に表示されている価格（参考値）と約定価格の差であり、当社は当該価格差を認識し得ません。この場合においても、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

また、逆指値注文においても注文価格と約定価格との間に差が生じることがあります。逆指値注文においては、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します。従って、お客様の指定した価格と同一のレート配信がない場合は、スリッページが発生することがあります。

（9）日本国外からの通信について

当社の FX 取引システムは、お客様が日本国内の通信環境でご利用及びお取引されることを想定しているため、お客様が当社の FX 取引システムに対して日本国外から通信を行った場合、正常に作動しない、あるいは注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策<u>並びに不正アクセス防止</u>の一環として、当社の FX 取引システムに対する日本国外からの通信<u>並びにクラウドサービス、VPN(仮想専用線)サービス又は VPS(仮想専用サーバ)サービス等を利用した通信</u>を、一部制限させて頂く場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。 ○関連法規等の変更によるリスク FX 取引等に関する税制及び関連法規の変更により本取引が現状より不利な取扱いとなる可能性があります。<u>その場合、お客様に予期せぬ損失が生じる可能性があることを、あらかじめご認識ください。当社は、お客様及び第三者の税務申告、税負担等における、いかなる損害についても、当社に故意又は過失がない限り、責任を負いません。</u> ○その他リスク <u>上記に掲載した当社の FX 取引に伴うリスクは、典型的なものについて概要を説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。当社の FX 取引においてはさまざまな予期せぬ事象によるリスクが起りうることを、その結果、お客様が損失を被る可能性があることを、あらかじめご認識ください。</u> 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて （中略） アカウント登録について	また、<u>当社は</u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、当社の FX 取引システムに対する日本国外からの通信を、一部制限させて頂く場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。 ○関連法規等の変更によるリスク FX 取引等に関する税制及び関連法規の変更により本取引が現状より不利な取扱いとなる可能性があります。 <u>（新設）</u> 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて （中略） アカウント登録について
---	---

アカウント登録のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。FX取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社ではFX取引アカウントを登録して頂く場合には、次の要件を満たして頂くことが必要となります。

（1 省略）

2.当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

《個人のお客様の場合》

((1)～(2) 省略)

(3) 日本国内に居住する満 18 歳以上（高校生を除く）満75 歳未満の行為能力を有する個人であること

((4)～(14) 省略)

(15) 日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品先物取引協会及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の会員の役職員等ではないこと。

(以下、省略)

《法人のお客様の場合》

(内容省略)

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

(中略)

アカウント登録のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。FX取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社ではFX取引アカウントを登録して頂く場合には、次の要件を満たして頂くことが必要となります。

（1 省略）

2.当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

《個人のお客様の場合》

((1)～(2) 省略)

(3) 日本国内に居住する満 18 歳以上（高校生を除く）75 歳未満の行為能力を有する個人であること

((4)～(14) 省略)

(15) 日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品先物取引協会の会員の役職員等ではないこと。

(以下、省略)

《法人のお客様の場合》

(内容省略)

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

(中略)

○日本国内に居住する<u>満</u>18歳以上（高校生を除く）<u>満</u>75歳未満の行為能力を有する個人であること。 （以下、省略） （当社の為替リスク管理について 省略） お取引について （１．取引の対象～７．スワップポイント 省略） ８．追加証拠金制度 （１） 省略） ２）追加証拠金を解消するには、お客様は第１項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。 (1)「追加証拠金額※」以上の現金（円貨。以下、本説明書において同じ。）の入金（DMM CFD、DMM 株、DMM バナシー<u>及び TOSSY</u>の取引アカウントからの振替入金も含みます）若しくは、当社の定める代用有価証券の差入※ ※代用有価証券の差入に関する手続きには１営業日以上要するため、追加証拠金発生後に代用有価証券の差入指示を行った場合でも、預託証拠金への評価額の反映は、追加証拠金解消期限には間に合いませんのでご注意ください。 （以下、省略） （９．ロスカットルール～１５．証拠金 省略） １６．証拠金の入金・出金、代用有価証券の振替	○日本国内に居住する18歳以上（高校生を除く）75歳未満の行為能力を有する個人であること。 （以下、省略） （当社の為替リスク管理について 省略） お取引について （１．取引の対象～７．スワップポイント 省略） ８．追加証拠金制度 （１） 省略） ２）追加証拠金を解消するには、お客様は第１項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。 (1)「追加証拠金額※」以上の現金（円貨。以下、本説明書において同じ。）の入金（DMM CFD、DMM 株<u>及び</u> DMM バナシーの取引アカウントからの振替入金も含みます）若しくは、当社の定める代用有価証券の差入※ ※代用有価証券の差入に関する手続きには１営業日以上要するため、追加証拠金発生後に代用有価証券の差入指示を行った場合でも、預託証拠金への評価額の反映は、追加証拠金解消期限には間に合いませんのでご注意ください。 （以下、省略） （９．ロスカットルール～１５．証拠金 省略） １６．証拠金の入金・出金、代用有価証券の振替
--	--

（１）現金の入金 入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引アカウントに反映されるため、振込から取引アカウントへの反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。また、入金はDMM CFD、DMM 株、<u>DMM バヌーシー及び TOSSY</u>の取引アカウントをお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。 （中略） ※ 当社提携金融機関であっても、「個人アカウント」<u>又は</u>「法人アカウント」でクイック入金をご利用いただけない場合があります。 （以下、省略） （店頭外国為替証拠金取引の手続きについて～店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略） 店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 （中略） <u>□転売（てんばい）</u> <u>買建玉（ポジション）を仕手舞う（買建玉（ポジション）を減じる）ために行う売付注文をいいます。</u> 金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について	（１）現金の入金 入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引アカウントに反映されるため、振込から取引アカウントへの反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。また、入金はDMM CFD、DMM 株<u>及び</u>DMM バヌーシーの取引アカウントをお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。 （中略） ※ 当社提携金融機関であっても、「個人アカウント」<u>または</u>「法人アカウント」でクイック入金をご利用いただけない場合があります。 （以下、省略） （店頭外国為替証拠金取引の手続きについて～店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略） 店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 （中略） <u>（新設）</u> 金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について
--	--

【金融商品取引業者の概要】 (中略) 加入する協会：日本証券業協会（協会員番号 1105） 一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145） 日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480） <u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（協会員番号 1043）</u> (中略) 沿 革 <table><tr><td>(中略)</td><td></td></tr><tr><td><u>令和7年10月</u></td><td><u>ウルトラ投資アプリ TOSSY 取引サービス取扱開始</u></td></tr></table> (以下、省略) 令和7年11月1日 改訂 (反社会的勢力に対する基本方針 省略)	(中略)		<u>令和7年10月</u>	<u>ウルトラ投資アプリ TOSSY 取引サービス取扱開始</u>	【金融商品取引業者の概要】 (中略) 加入する協会：日本証券業協会（協会員番号 1105） 一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145） 日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480） <u>(新設)</u> (中略) 沿 革 <table><tr><td>(中略)</td><td></td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td></td></tr></table> (以下、省略) (反社会的勢力に対する基本方針 省略)	(中略)		<u>(新設)</u>	
(中略)									
<u>令和7年10月</u>	<u>ウルトラ投資アプリ TOSSY 取引サービス取扱開始</u>								
(中略)									
<u>(新設)</u>									